

## 議第35号

### 滋賀県使用料および手数料条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 滋賀県使用料および手数料条例等の一部を改正する条例

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第1条 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第28号中「16,900円」を「17,700円」に改め、同項第63号中「37,700円」を「33,900円」に、「17,000円」を「15,000円」に改め、同項第82号の2中

「土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査の手数料

1件につき 222,000円 」

「土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査の手数料

1件につき 222,000円

土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡および譲受の承認の申請に対する審査の手数料

1件につき 120,000円

土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併または分割の承認の申請に対する審査の手数料

1件につき 120,000円

土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続に係る承認の申請に対する審査の手数料

1件につき 120,000円 」

改める。

別表第28の2第4項注中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者」を「障害者」に、「身体障害または知的障害」を「障害（障害者基本法第2条第1号に規定する障害をいう。）」に改める。

別表第36(6)の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表(7)の項中「5,000円」を

「6,500円」に、「3,400円」を「4,500円」に、「2,700円」を「3,600円」に改め、同表(10)の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表(11)の項中「5,000円」を「5,700円」に、「3,400円」を「3,800円」に改め、同表(14)の項および(16)の項中「1,800円」を「1,900円」に改める。

別表第46(16)の項中「180円」を「160円」に、「220円」を「210円」に、「4円」を「3円」に、「90円」を「80円」に改める。

別表第55(13)の項中「19,000円」を「17,000円」に改める。

別表第62(4)の項の次に次のように加える。

(4)の2 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査の手数料	同	147,000
(4)の3 法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査の手数料	同	134,000

別表第64の2(9)の項中「75,000」を「67,000」に改める。

(滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例(平成4年滋賀県条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1項注3中「いう。」の右に「以下同じ。」を加え、同表第6項注中「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者」を「障害者」に、「身体障害または知的障害」を「障害(障害者基本法第2条第1号に規定する障害をいう。)」に改める。

(滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者」を「障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。)」に、「身体障害または知的障害」を「障害(同号に規定する障害をいう。)」に改める。

- (1) 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第54号)別表第2第1項注6
- (2) 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例(平成9年滋賀県条例第42号)別表第2項注2
- (3) 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例(平成10年滋賀県条例第35号)別表第2項注2
- (4) 滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例(昭和46年滋賀県条例第53号)別表第3項注

- (5) 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第19号）別表注12
- (6) 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第44号）別表注5

（滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第4条 滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3注4(3)中「身体障害または知的障害がある者」を「障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中滋賀県使用料および手数料条例別表第36の改正規定は、同年5月1日から施行する。